

第3次岐阜県廃棄物処理計画（案）に対するご意見と県の考え方

頁	御意見の内容	修正後の 頁	県の考え方	修正
32～33	<p>・表17について、上段は産業廃棄物の不適正事案を想定した場合に限定されており、不適正処理に関する情報発信については一般廃棄物に関する事が薄く感じられるため、不適正処理事案に対する一般廃棄物分野の公表や、市町村や県警等と連携して行っている立入調査など、一般廃棄物分野に対する防止体制についても具体的な記載をした方が良いのではないかと。</p> <p>・58頁の「② 不適正処理事案の公表」でも同様のことが言える。</p>	32	<p>・表17にある受理件数と発見件数は一般廃棄物と産業廃棄物の合計数を示しています。</p> <p>・また、53頁の「⑤ 県・市町村の連携による適正処理の監視」では、「○ 県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれが適正に処理される体制の確保に努めます。」としております。</p> <p>・一般廃棄物の不適正処理事案の公表については、79頁の「市町村等の役割」の「(5) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底」にある「迅速かつ的確な対応」に含めております。さらに、ご意見の趣旨を踏まえ、同箇所には次の項目を追加します。</p> <p>「○ 一般廃棄物の適正処理に関する情報の収集に努めるとともに、必要と認められる場合には、県と連携し、合同の立入調査を実施するなど、一般廃棄物が適正に処理される仕組の構築に努める。」</p>	有

36	<p>・新型コロナウイルス感染症対策としての県の役割として、令和2年9月の『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』26頁及び27頁の内容を含んだ方が良いのではないか。</p> <p>・62頁の「①新型コロナウイルス等感染症対策」でも同様のことが言える。</p>	36	<p>・令和2年9月の「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」26頁及び27頁に記載されている都道府県が取るべき措置の趣旨を踏まえ、36頁の「(8)新型コロナウイルス等の感染症対策」にて、今後の課題として記載しています。</p> <p>・加えて、ご意見の趣旨を踏まえ、63頁の「(2)感染症対策の推進」の「① 新型コロナウイルス等感染症対策」に次の項目を追加します。</p> <p>「○ 各関係主体との連絡体制や役割分担をあらかじめ定めるなど、連携協力体制の構築に努めます。</p> <p>○ 県内市町村の情報収集をし、地域の一般廃棄物の処理の停滞や処理施設のひっ迫・停止の可能性も踏まえ、県内市町村、関係団体や隣接県等との事前調整や情報交換に努めます。」</p>	有
38	<p>・表20 2030は2025の水準を維持する旨を明記されたい。</p>	38	<p>・ご意見の趣旨を踏まえ、表20の下部に、次のとおり追加します。</p> <p>「※2030年度まで、現状の産業廃棄物の排出量を増加させることなく推移させる目標」</p>	有

39	<p>・表21の下段に『可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入市町村数』で目標値を42市町村全てとしている。全市町村が指定袋の制度を導入することが前提と捉えられるが、基本的に指定袋の導入を促すといったような基本方針があるのか。</p>	39	<p>・国の基本方針では、市町村は「一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべき」とされており、国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」の重点戦略では、「可燃ごみ用指定収集袋など（略）については、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう、取組を進めます。」とされています。</p> <p>・これらを受け、本計画では、市町村と連携して一般廃棄物処理の有料化を推進するとともに、有料化の手段として可燃ごみ指定袋等を導入する場合にバイオマスプラスチックを導入するよう働きかけてまいります。</p>	無
58	<p>・(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底 ①不適正処理の通報体制の整備</p> <p>「「岐阜県ふるさと委員会」活動の支援などにより、不法投棄などの情報収集に努めます。」とあるが、「岐阜県ふるさと委員会」は、産業廃棄物を処理する施設などが存在する地域で産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図って、地域の生活環境を保全するというもので、施設がない地域には設置すべきでないという県の見解から、当市等に設置されていた同委員会を解散したところである。</p> <p>あたかも、岐阜県内全体にこのような自主的な組織が多数存在し、情報が寄せられるような表現が、実態に即していないと考える。</p>	58	<p>・ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり本文を修正します。 (追加・修正箇所は下線にて示しています。)</p> <p>「○ 広く県民から情報を提供していただくため、県ホームページに投稿フォーム「廃棄物インターネット110番」を設けるとともに、郵便局員や森林組合員等各種団体との通報協力体制の整備、<u>産業廃棄物処理施設が設置されている地域において自主的に組織されている「岐阜県ふるさと環境保全委員会」</u>活動の支援などにより、不法投棄や不適正処理の情報収集に努めます。」</p> <p>※岐阜県ふるさと環境保全委員会の設置状況（R2.12月現在） 5団体79名（大垣市、養老町、中津川市、土岐市）</p>	有

61	<p>・「3 災害・感染症・気候変動への備え」の内容が余りにもお粗末。災害、感染症、気候変動が、今一番関心を持つべき重大事案であり、特に、備えとして構築すべき事業継続計画（BCP）について、災害面には記述がない。</p>	62	<p>・62頁の「(1)災害廃棄物処理対策の推進」に、事業継続計画(BCP)に係る次の項目を追加します。</p> <p>「④ 事業継続計画(BCP)の策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村担当職員に対する必要な情報の提供や技術的助言等、災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画等の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。 ○ 災害時における排出事業者及び廃棄物処理事業者の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定支援を市町村と連携して行います。 ○ 市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握し、必要な助言を行うとともに、災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議を図ります。」 <p>・また、これに付随して、80頁の「市町村等の役割」の「(7)災害廃棄物処理対策の推進」及び「(8)感染症対策の推進」に次の項目を追加します。</p> <p>「○ 災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画を策定する。」</p>	有
----	--	----	---	---

61	<p>・ COVID-19に係る市町村のBCP策定支援は本当に実施しているのか、マスコミ等で取り上げられていないので良く分からないが、未策定市町村への環境省の対策ガイドラインの周知徹底がされているとは思えないところである。</p>	63	<p>・ 市町村のBCP策定支援については、63頁の「(2)感染症対策の推進」の「① 新型コロナウイルス等感染症対策」に記載しているとおり、市町村に対し環境省のガイドラインや新型コロナウイルス等感染症を想定したBCP計画作成例等を周知し、特に人員・物資・業務の優先順位・関係者との調整等のBCPにおける重点事項については、早急に体制整備されるよう市町村へ技術的助言を行っておりますが、引き続き、その進捗状況を確認してまいります。</p>	無
67	<p>・ (5)の中に「廃家電や粗大ごみ等、廃棄物の処分に無許可の回収業者を利用しない。」とあるが、一般の消費者は許可制度への理解もないと見受けられるため、不用品回収業者や遺品整理業者、解体業者等への依頼の際の注意点、関連リーフレットの参考資料としての添付が必要と思われる。</p>	69	<p>・ 69頁の「(5)不法投棄等の不適正処理対策の徹底」で記述している不用品回収業者や遺品整理業者、解体業者等への依頼の際の注意喚起や、関連リーフレットの内容については、これまでも県民への注意喚起や周知を図っておりますが、引き続き、市町村と連携して周知徹底してまいります。</p>	無

73	<p>・「廃棄物処理業者」とあり、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者のそれぞれを示そうとしているが、一般廃棄物処理業者側としては、施設の情報公開等を行っておらず、市町村との調整も必要であるため、実態とかけ離れているように思われる。</p>	75	<p>・国の基本方針では、地域住民に対する情報公開の促進について述べられており、県としても、廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、現在運転中の廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を積極的に公開することは重要であると考えます。</p> <p>・また、ご意見の趣旨を踏まえ、76頁の「(2) 産業廃棄物の適正処理の推進」のタイトルを「(2) 廃棄物の適正処理の推進」とし、次のとおり、項目の一部を修正します。</p> <p>「○ 受け入れた廃棄物は、マニフェストや帳簿等により状況を把握・管理し、適正に処理する。」</p> <p>「 ○ 産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、手続条例を遵守し、周辺住民への周知を誠実に実施し、合意の形成に努める。」</p>	有
76	<p>・(3)の中に、環境省発出のいわゆる「6.19通知」、「10.8通知」を遵守することを組み入れるべきではないか。</p>	79	<p>・79頁の「(3)一般廃棄物の適正処理の推進」において「○ 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。」とあるとおり、ご意見中の「6.19通知」及び「10.8通知」など各種通知も踏まえた上で、適正処理を推進していただく主旨で記述しております。</p>	無

その他	<p>・地域循環共生圏、ごみ屋敷問題、高齢者対策など、第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果の内容について反映できるのであれば、積極的に取り入れるべきではないか。</p>	一	<p>・ご意見の趣旨を踏まえ、地域循環共生圏については、41頁の「4 基本的な考え方」の「(1) 施策の基本方針」に、次の文言を追加します。また、ごみ屋敷問題及び高齢者対策等については、市町村からの情報収集に努めるとともに、計画の見直しの際に、必要に応じて対応を検討してまいります。</p> <p>(二段落目の後に追加) 「地域において、各主体が廃棄物の減量や分別等に積極的に取り組むことで、資源循環型社会の形成を推進することは、地域循環共生圏の形成に取り組むことにつながります。」</p>	有
その他	<p>・岐阜県SDGs未来都市計画11頁には、環境保全の推進として、「市町村及び各種団体と連携し、取組みを推進」とあるが、本廃棄物処理計画への反映はないのか。</p>	一	<p>・66頁「第5章 計画の推進に向けた具体的施策」の「4 各主体との連携強化」にあるとおり、本計画では、県民、民間団体、事業者、行政間の廃棄物処理に関する情報共有等が進展することを旨とし、具体的施策について記述しています。また、67頁から80頁の「第6章 計画の推進と進行管理」の「1 各主体の役割」においても、各主体との連携強化のために期待される役割について記述しています。</p>	無

■その他の修正 ※寄せられたご意見の内容との整合性を図り、以下のとおり本文を修正または項目を追加します。

頁	修正内容
63	<p>・「(3)気候変動への対応」の冒頭文に、温室効果ガス排出抑制対策と廃棄物対策の関係性について追記するとともに、「① 廃棄物処理施設の(略) 促進」に項目を追加します。</p> <p>(冒頭文、二段落目)</p> <p>「 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、廃棄物焼却量の減量化や焼却する廃棄物の質の改善につながる取組を推進します。また、廃棄物処理に必要なエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、特に廃棄物処理において必要不可欠な焼却処理についてはエネルギー回収型の施設整備を促進するとともに、気候変動の影響を受けにくい廃棄物処理施設の立地・構造とするための取組を推進します。</p> <p>さらに、太陽光など未利用エネルギーの有効活用や地域における熱利用など、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」も踏まえ、取組を推進します。」</p> <p>「① 廃棄物処理施設の整備にあたって (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ 気候変動の影響を受けにくい施設の立地、構造とするため、技術的助言を行います。 <p>※以下に、気候変動に関わる施策を再掲します。詳細は計画本体をご確認ください。」</p>
75	<p>・「事業者の役割」の「排出事業者」に次の項目を追加します。</p> <p>「(7) 各主体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県主催の連絡会議に積極的に参加する。」

※上記の他、誤字・脱字等の軽微な文言表現等について適宜修正しています。